

# 迷惑な客引き スカウト禁止



公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例が**改正**されました。

**平成26年4月1日施行**

この条例改正は、不当な客引き等について、県民に著しい迷惑をかけている実態があるため、県民生活の平穏を保持することを目的として規制の追加等を行ったものです。

## 禁止行為の種類

<b>客引き</b>	通行人などの不特定の者の中から相手方を特定し、客とするため言語又は動作によって積極的に誘う行為
<b>誘引</b>	呼び込みやビラ配布など、相手方を特定せずに客となるよう広く誘いかける行為
<b>客待ち</b>	客引きや誘引をする目的で、公衆の目に触れるような場所で、うろついたり、とどまったりする行為
<b>勧誘</b>	スカウト行為をいい、通行人などの不特定の者の中から相手方を特定し、一定の労力やサービスに従事するよう誘い込む行為

千葉県警察